

倫理規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わるすべての関係者が、本連盟の社会的使命と役割を自覚し、「公益財団法人 日本水泳連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドラインについて」を十分に理解、実践することにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は、役員、評議員、名誉会長等、職員及び各委員会委員（以下「役職員等」という。）並びにその他の本連盟関係者（以下「登録者等」という。）であり、それぞれの定義はつぎのとおりとする。

- (1) 役員とは定款第20条に規定する理事及び監事をいう
- (2) 評議員とは定款第10条に規定する評議員をいう
- (3) 名誉会長等とは、定款第39条に規定する名誉会長、第40条に規定する名誉顧問、顧問及び参与、第41条に規定する会賓をいう
- (4) 職員とは、定款第38条に規定する事務局職員をいう
- (5) 委員会委員とは定款第42条に規定する専門委員会及び第43条に規定する特別委員会の委員長及び委員をいう
- (6) その他の本連盟関係者とは、定款第33条に規定する加盟団体の役員及び本連盟に登録する競技役員、指導者並びに本連盟主催・共催事業の運営に関わる者及び競技者をいう

(組織の使命及び社会的責任)

第3条 役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらねばならない。

(社会的信用の維持)

第4条 役職員等及び登録者等は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第5条 役職員等及び登録者等は、関係法令及び本連盟の定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

- 第6条 役職員等及び登録者等は暴力、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。
- 2 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
 - 3 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
 - 4 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
 - 5 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
 - 6 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(違反による処分等)

- 第7条 役職員等及び登録者等に、第6条の遵守事項に違反する行為があったと認められる場合は、本連盟「処分規程」に基づき倫理委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議により相当の処分をするものとする。

(利益相反の防止及び開示)

- 第8条 役職員等及び登録者等は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他本連盟が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

- 第9条 役職員等及び登録者等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、補助金等交付団体、寄付者、納税者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

- 第10条 役職員等及び登録者等は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

- 第11条 役職員等及び登録者等は、公益事業活動の成果の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(改 廃)

第 12 条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

- 附則
- 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。
 - 2 本規程は、平成26年6月15日より一部改定施行する。
 - 3 本規程は、平成28年6月19日より一部改定施行する。